

## 第5章 救援（その4）

### 1.0 避難所の開設・運営

#### （1）避難所の指定

知事が市町村長と調整し公共的施設を、民間施設は施設管理者の同意要す

#### （2）具備すべき条件

救援のためのアクセスの便、所要の屋内施設、上下水道要すれば井戸を具備、  
応急仮設住宅の建設用地、炊き出し・医療施設用の所要のスペース、  
一時集合場所や駐車場等スペース

#### （3）事前受け入れ準備の推進

避難者の移動に先立ち、所要の人員を派遣して、受入れ準備を促進することが必要



（阪神淡路大震災時には自衛隊の保有する天幕を設営して被災者に提供した）

### 1.1 避難所の管理運営

#### （1）管理運営の主体

避難所運営に関する基本的事項の事前作成

避難住民自らが管理運営主体(施設管理者や行政はそれを指導・方向付け)

阪神淡路大震災の例では、当初は当該施設の管理者が運営主体であったが、それらによる指導・助言があつて自治組織、自主運営組織が次第に形成されていった。

何れにしろ、行政側が当初から配置しうる職員は限られており、一方ボランティアの当初からの支援にも限界があるので、自治会や自主防災組織等の既存組織を活用することが肝要

(2) 避難所運営マニュアル

事前作成、所要に応じ修正

避難所運営に関する必要な事項を網羅したもの

参考：静岡県総務部防災局発行の「避難所運営マニュアル」には、次のような項目が列記されて入る。

避難所の開設、避難所運営組織の設立、施設の点検、居住組の編成、部屋割り、避難者名簿の作成・管理、避難所の運営主体等（運営主体、運営本部会議、運営役割分担）、避難所の仕事としての名簿管理・問い合わせへの対応、取材への対応、郵便物・宅急便の取扱い、等々20数項目に亘り記載されている。防災を主としたものとはいえ武力攻撃事態にも大部分は適用できるものと思う。

URL：<http://www.e-quakes.pref.shizuoka.jp/hondana/pdf/167-1997/>

(3) 管理運営会議等

多種多様な関係者間の意志の疎通、整齊たる避難所運営

(4) 住民の積極的参画が不可欠であり、コミュニティが生まれるべくして生まれるようでありたい。

(5) 避難所等の秩序の維持

阪神淡路大震災の例：県・警察協同チーム及び自衛隊のパトロール